

# 7人の交通鑑定人と 16年目の結末

難解な交通事故の真相に、独自の緻密な手法で迫る交通事故鑑定人、駒沢幹也氏(左)の事件簿から。第三話は、延べ十六年間にわたる、七人の「鑑定人」が立った死亡事故の記録。センターラインを越えたのは死んだ乗用車の運転手だったのか。それとも……。

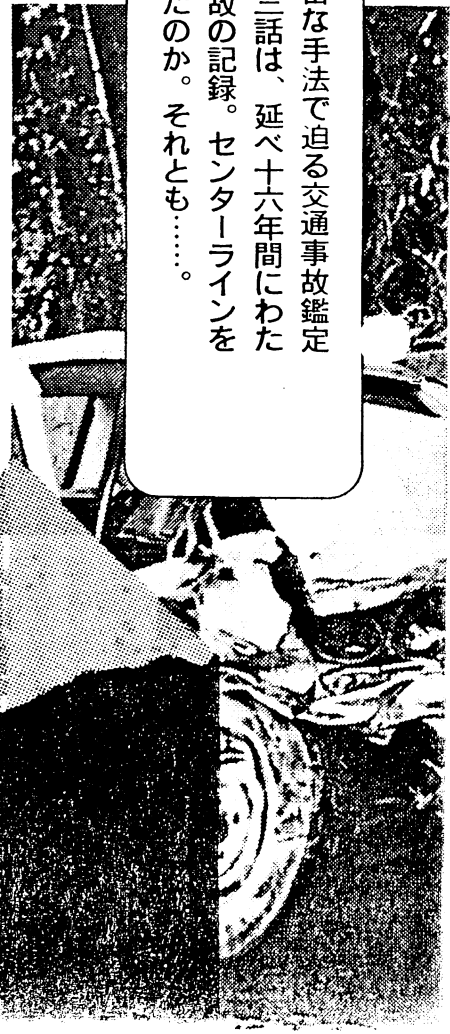
「あの事故の鑑定を依頼されたときのことを思い出すと、いまでも身の縮む思いがするよ。事故発生から和解まで十六年。その間に登場した鑑定人は七人。まるで鑑定合戦のような裁判だった」

「鑑定人が、七人……?」

「そう。とにかく筆跡の違う鑑定書、意見書、反論書、答弁書が、次から次へと出てきたんだ。私がこの事件にかかわったときは、すでに六人の鑑定人の見解が出されていた。」

興味があるのなら話してやるよ。ただし、いつもより登場人物が多いから、少々ややこしいがね……」

事故は、一九七〇年十月の早朝、群馬県北部の国道17号で発生した。山中のゆるいカーブで、乗用車同士が正面衝突。二台の車はボンネットが運転席



側に大きくめりこみ、フロントガラスは割れて飛び散った。道路の山側を走っていた市役所職員Aさん(三〇)は、脳挫傷、胸部打撲などで事故の四日後に死亡、助手席に乗っていた女性(三三)は、大腿骨骨折で六カ月の重傷。一方、谷側を来た会社員Bさん(三三)は、顔面骨折などの重傷を負ったが、幸い一命は取り留めた。

警察が現場に駆けつけたとき、事故車は二台とも山側、Aさんの車線で停止していた(写真、図1参照)。

また事故直後、Aさんの助手席に乗っていた女性が、「対向車が、突然こちらの車線へ入ってきた」と証言したこともあり、この事故は、

「Bさんのスピード出しすぎと無理な追い越しによるセンターラインオーバー

1が原因」として、処理された。

この事故の鑑定を最初におこなったのは、群馬県警察本部の松土孝氏。結果は、

「Bさんのセンターラインオーバーが原因で起こった事故」というもので、裁判所は事故から二

年後、業務上過失致死で起訴されていたBさんに、有罪判決を下した。

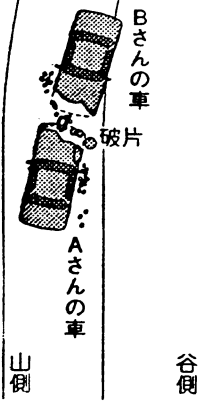
しかしBさんは、この判決を不服として上告。地元銀行の支店長だった父親は、会社の顧問弁護士を通してSという鑑定人にこの事故の鑑定を依頼した。

「良心に従い、忠実、公平に鑑定した……」

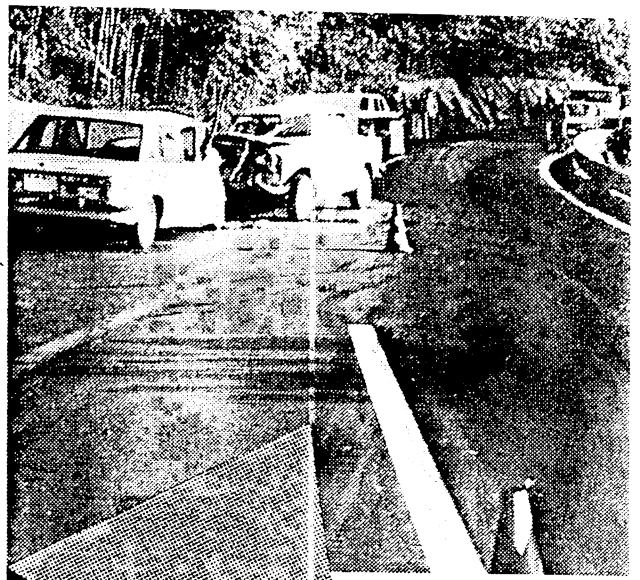
という前書きで始まっているその鑑



図1 実況見分の結果



現場検証の写真と概略図(左)。正面衝突した二台の乗用車は、センターラインの左側の車線で止まっていたが……



定書の結論は、「実際の衝突地点はBさんの車線。Bさんは自分の車線を走っていてAさんにおつけれられ、その衝撃で押されるように対向車線へ移動して停止した」と締めくくられ、警察の調書を根本から覆っていた。

## 続々交通事故ホーミングズ 事件簿3



ジャーナリスト やなぎはらみか  
柳原二佳

そこで今度は、裁判所が委嘱するとうかたちで、交通災害医学研究所の渡辺孚氏が鑑定をおこなった。

渡辺氏は群馬県警と同じく、「衝突はAさんの車線で起こった」と、鑑定結果を報告した。

この結果を知らされたBさん側は、さらに「渡辺鑑定書に対する意見」という文書を出して争った。日本大学教授であるK氏がまとめた意見書の末尾は、「渡辺鑑定は、初等力学を全く無視した驚くべきデータラメ計算である。従ってこの計算結果は科学的な鑑定としては全く無価値なものであることは自信

をもって断言できる」

という辛辣な言葉で結ばれていた。事故の日からは、すでに四年三カ月が経過していた。

そしてK氏の意見書を追いかけるように、成蹊大学教授E氏による鑑定書がまとまった。E教授は交通事故解析に関する著書も数多く、この分野では権威として知られる人である。彼もまた、Bさんに過失はなかったという結論を導いていた。

## 七年後の二審判決で Bさんは逆転無罪に

「本事故は群馬県警鑑定書および渡辺鑑定書によると、カーブした道路においてBの車がセンターラインをオーバーして、自車線を走行していたAの車とはほぼ正面衝突したように解釈されている。しかしながら、衝突地点は、実は、Bの車線内であり、Aの車がセンターラインをオーバーしてBの車と衝突し、衝突後、両車は道路とはほぼ垂直

にAの車線側に移動して停止したものである。以下、本事故における車両の運動について詳述する」

この記述で始まる鑑定書は、渡辺氏らの鑑定を徹底的に批判しつつ、Bさんの車が、Aさんの車に衝突された角度、そして対向車線へ押し出されるまでの動きを図解していた(図2)。

さらにその年の暮れ、六人目の鑑定人H氏の鑑定書が裁判所に提出された。内容は、E教授の鑑定の援護射撃ともとれるもので、やはりセンターラインをオーバーしたのはAさんの車であると結んでいた。

そしてさらに二年後、事故からは七年後の刑事裁判二審判決で、Bさんは「逆転無罪」になった。

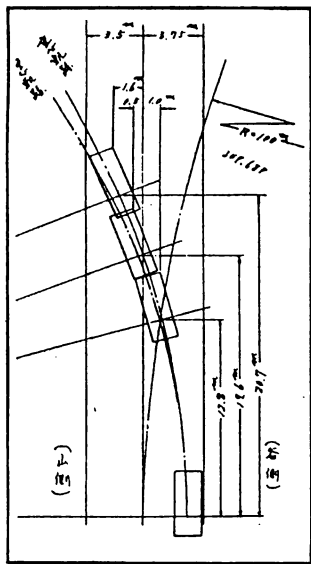
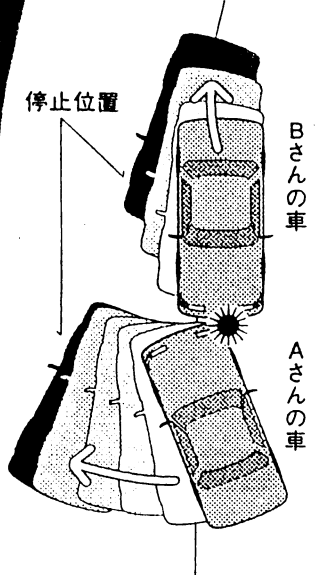
「Bがセンターラインをオーバーしたという証拠は不十分である」

結果的に、E教授らの鑑定結果が採用されたのである。

一方、死亡したAさんの遺族がBさんに対して損害賠償を求めた民事裁判で、一番はAさん側の主張を認める判決を下していた。しかし刑事裁判で無罪となったBさん側は、こちらでも控訴、裁判は二審にもつれ込んでいた。駒沢氏のもとへ鑑定依頼が無い込んできたのは、この時点のことだった。

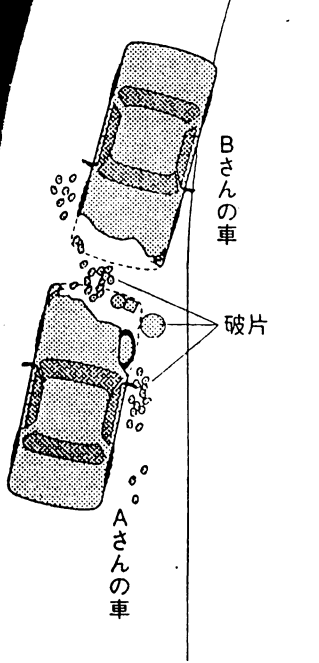
一九八〇年。事故発生からは、すで

図2 E教授の説



に十年の歳月が流れていた。  
駒沢氏は語る。  
「衝突がどちらの車線で起こったか？それは、事故直後の写真(63頁)を見ればすぐわかったよ。いくつかのポイントがあるが、私が見た限り、そのいずれからも、衝突がBの車線で起こった可能性は見いだせなかった……」  
意見書も含めると二百頁以上、厚さ四センチにもなる駒沢氏の鑑定書は、まず現場の痕跡、事故車の各部に残されたキズを細かく拾い出し、そのひとつひとつが、相手の車のどの部分と当たってできたものか、またその部分の構造と強度はどのようなものを緻密に記

図3 駒沢氏の説



している。そして、Bさんの車がセンターラインをオーバーして、Aさんの車に衝突するまでの経緯と衝突の態様を再現していた。  
「たとえばね、この図を見てごらん。停止した二台の間に、それぞれの部品が規則正しく落ちていくだろう。これはすべてAの車線上だ」  
**十回目の口頭弁論に  
駒沢氏が出した証拠**  
駒沢氏が指さした図には、落下したさまざまな部品とその名称が細かく写し取られていた。(図3)

「もし、衝突がBの車線で起こっていたとすれば、この事故の規模から見て、そこにまったく何も残らないということはありえない。スリップ痕は、事故後の通過車両によって消されてしまっている。そして、Bさんの車がセンターラインをオーバーして、Aさんの車に衝突するまでの経緯と衝突の態様を再現していた。  
もうこともあろうが、いったん地上にばらまかれたガラス片や土砂は、後続車に踏まれて細分化することはあっても、人為的に排除しない限り、短時間で消えることはないからね。  
もしもE教授らが主張するように、この事故がBの車線で起こったのだとすると、二台の車はお互いにつぶれた部品をはさんだまま真横に二メートル以上も移動して、それから地上にバラバラと、しかもきちんと整列させながら部品を落としたことになる。実況見分の写真と鑑定図と車の位置が違うのは、『事故後、道路を開けるために動かしただけ』ということだが、どうすれば

「A車の曲進軌跡」と名づけられたその図は、E教授の鑑定に基づいて駒沢氏が描いたものだった。  
「E教授は、『A車は時速六五キロ(摩擦係数〇・六)で現場に到達した、そして衝突時の角度は道路に対して三二度であった』と鑑定書に明記している。しかし、その数値をあてはめて実

はたして、衝突はAさんの車線で起こったのか、それともBさんの車線だったのか。裁判では、駒沢氏とE教授の激しい論争が繰り広げられ、双方の鑑定書に対する、意見書、答弁書の交換も二回ずつ行われた。そして十回目の口頭弁論の日、駒沢氏は、法廷に一枚の図を証拠として持ち込んだ。  
あんなに規則正しく、破片を対向車線へ落とすことができるというんだらう」  
◇

転地 **こまった浪人** 学習  
寄宿生(文・理・医 計10名)募集  
※予備校が性に合わず、宅浪も不安という受験生諸君に、当舎への転地学習をお勧めする。東京に近くて速い上州は赤城山麓。空気もよく水もよい。  
※ご心配の親御さんは、電話で具体的にご相談下さい。葉書の場合は電話番号をご記入下さい。当方から電話します。  
菅 林 舎  
〒371 前橋市幸塚213-5  
☎0272(32)6500



図2はE教授の説。2台の車は衝突後、左へ移動したとされた（Bさんの車は検証前に、道を開けるため、さらに左に動かされたとされている）。その右は、E教授の仮説が不可能であることを示す駒沢氏の計算図（部分）

際に車を走らせると、どうしたって衝突地点には行けないんだよ」「行けない?」「そう。車が道路に対して二二度という角度をとるようになるまでには、ある程度の距離が必要になる。E教授の出した速度と摩擦係数からは、おのずと曲がることのできる半径が決まってくるんだが、その半径でAさんの車の軌跡をたどっていくと、車は衝突地点に到達するまでに、道路端のガードレ

ールから少なくとも一・五メートル以上、谷側へはみ出してしまふことになる。つまり、衝突事故を起こす前に崖下に転落してしまふ、というわけだ」

駒沢氏はニヤリと笑った。この指摘に、E教授側からの反論はなかった。

## 素人の裁判官たちを迷わせる鑑定人たち

学術的な数値や複雑な計算式をいくら並べ立てても、それが実際の事故現場にあてはまらなければ、技術論争は成り立たない。

法廷に立った駒沢氏は、口頭弁論の最後をこのようにしめくくった。

「E教授からは、二回にわたって私の鑑定に対する意見書をいただきました。それについては、私のほうから答弁書も差し出し、可能な限り全部お答えしてきました。ところが、私のほうから提起した、技術上の本質論に触れるような部分に対しては、E教授からひとつもご回答をいただけていません。そのことは、技術屋としてたいへん残念に思います」

Aさんの遺族によると、自宅で保管していたAさんの事故車を実際に肉眼で見、そしてメジャーをあてたのは、七人の鑑定人のうち駒沢氏一人だけだ

ったという。

駒沢氏は語る。

「交通事故に限ったわけではないが、裁判に登場する『鑑定人』と呼ばれる専門家たちは、ときとしてその分野では素人の裁判官を混迷に陥れてしまふ。私はね、この種の論争は、門外の素人に簡単に裁けるとは、どうしても思えないんだ。なぜ、裁きをおこなう法律家に、利害の絡まない技術家が助言するシステムをつくらないのだから。特に交通事故は、複雑でありながら日常性が高い。司法の内側に相應の技術力を用意するか、法律家自身が謙虚に学ぶ努力をしないと、結局は著名な専門家たちに惑わされ、無駄で無益な時間を費やすことになったりもする。鑑定人のひとりとして、私はそう思うんだがね……」

八六年のある日、この事故で死亡したAさんの家族が、裁判の結果を報告するため、駒沢氏の事務所を訪れた。「おかげさまで、私

たちの言い分が百パーセント認められ、ようやく和解にこぎつけることができました……」

しかし、ひたすらに真実を追い求めていたAさんの母親は、裁判の結果を待たずに亡くなっていた。そして、父親もまた、裁判所の和解勧告が出された翌年、他界した。

残されたAさんの弟(宝)は語る。「裁判の心労は、私たち家族にとって計り知れないものでした。でも『おれは正しい……』と言いながら死んでいった兄の悔しさを思うと、どうしても、途中であきらめることだけは、できなかつたのです」

十六年……。その気の遠くなるような時間の裏側には、どうすることもできず、ただ論争の成り行きを見守るしかなかった遺族もいたのである。

(つづく)

カモツルの「ゴールド」と「特等酒」は平成元年より酒造好適米（八反・雄町・八反錦・山田錦）で醸造された真正品でございます。

酒王賀茂鶴 東広島 西条